

## 定期検査時に要求される安全機能の確認項目

	対 象 設 備	確 認 項 目
1	非常用炉心冷却系	・ポンプ電動弁自動作動試験 <sup>1</sup>
2	自動減圧系	・系統自動作動試験
3	非常用ガス処理系	・自動起動試験 ・フィルタ性能試験 <sup>2</sup>
4	可燃性ガス濃度制御系	・高温作動試験
5	原子炉格納容器	・全体漏えい率試験
6	ほう酸水注入系	・機能検査
7	主蒸気隔離弁	・機能検査 ・漏えい率検査
8	原子炉隔離時冷却系	・ポンプ，電動弁自動作動試験 <sup>1</sup>
9	制御棒駆動機構	・制御棒駆動水圧系機能検査
10	原子炉保護系	・スクラムボタンによる試験 ・インターロック機能検査
11	原子炉建屋	・気密性能検査
12	主蒸気安全弁，主蒸気逃がし安全弁	・機能検査 ・漏えい率検査
13	非常用ディーゼル発電機	・自動起動試験
14	安全保護系	・設定値確認検査
15	原子炉停止余裕	・原子炉停止余裕試験
16	原子炉冷却材圧力バウンダリ	・漏えい試験
17	原子炉格納容器自動隔離弁	・主蒸気隔離弁を含む自動隔離弁の自動隔離試験
18	放射線管理装置	・設定値確認（エリアモニタ，プロセスモニタ）

1：高圧注水系（1号機）および原子炉隔離時冷却系については、ポンプ起動に原子炉の蒸気が必要なため原子炉起動後に実施する。

2：自動起動試験時にフィルタ差圧、流量に異常があった場合にのみ漏えい率検査を実施する。

以上の他に次の確認を実施する。

	対 象 設 備	確 認 項 目
1	所内蓄電池	・蓄電池の点検（比重，電圧，温度測定） ・充電器の点検
2	総合インターロック	・プラント停止インターロック動作確認
3	消火系	・水源の確認 ・設備の作動確認